

原規規発第 2305296 号

令和 5 年 5 月 29 日

日本原燃株式会社

代表取締役社長 社長執行役員 増田 尚宏 殿

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評定の通知について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 61 条の 2 の 2 第 7 項の規定に基づく総合的な評定について、同条第 9 項の規定に基づき、別紙のとおり結果を通知します。

日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所加工施設、廃棄物埋設施設  
令和4年度 原子力規制検査の総合的な評定について

令和4年度に原子力規制委員会が日本原燃株式会社の濃縮・埋設事業所加工施設、濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評定は以下のとおりである。

**1. 令和4年度 原子力規制検査等の結果**

原子力規制委員会は、令和4年度において事業者等の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

基本検査を実施し、以下の検査指摘事項1件が確認された。

○日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所における核物質防護事案（核物質防護情報の管理）（追加対応なし、SLIV（通知なし））【第3四半期】  
核物質防護秘密の管理の方法が適切ではなかったもの。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標について、評価対象となった項目は年間を通じて「追加対応なし」の状態であった。

(3) その他事項

なし。

**2. 総合的な評定**

令和4年度においては、検査指摘事項1件が確認されたが、重要度「追加対応なし」であり、安全実績指標は年間を通じて「追加対応なし」であった。

また、各監視領域での活動目的の達成に向けた改善活動には、検査指摘事項の是正活動も含めて、特段の問題は確認されなかった。

対応区分は年間を通じて第1区分であり、各監視領域における活動目的を満足しており、パフォーマンスの劣化が生じても自律的な改善が見込める状態であると評価する。

したがって、対応区分は第1区分とする。

**3. 次年度以降の検査について**

令和5年度の原子力規制検査は、基本検査を行うこととする。

検査計画については、以下の原子力規制委員会ホームページを参照。

○検査計画一覧

[https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan\\_ichiran.html](https://www2.nra.go.jp/activity/regulation/kiseikensa/joukyou/plan_ichiran.html)